

# 一般会計予算決算常任委員会

## 新型コロナウイルス感染症対策分科会 審査日程

日時 令和3年8月30日（月）

午前10時

場所 第2委員会室

- 1 承認第 6 号 令和3年度山陽小野田市一般会計補正予算（第6回）に関する専決処分について
- 2 議案第76号 令和3年度山陽小野田市一般会計補正予算（第9回）について
- 3 議案第56号 令和2年度山陽小野田市一般会計歳入歳出決算認定について

### 補正予算（第6回）

#### 審査番号①

- (1) 歳出（特定財源を含む）に係る説明
  - 3-1-9 社会福祉課（歳入 15-2-2）
- (2) 歳出（特定財源を含む）に係る質疑

### 補正予算（第9回）

#### 審査番号①

- (1) 歳出（特定財源を含む）に係る説明
  - 2-1-31、10-5-9 企画課、文化スポーツ推進課、社会教育課
  - 4-1-7 健康増進課（歳入 15-2-3、18-1-2）
  - 10-3-4 学校教育課
- (2) 歳出（特定財源を含む）に係る質疑

## 決算認定

審査番号	項目	ページ	審査事業	担当課
コ①	総括説明 2款1項31、32目、4項4目	148-151 156-157		総務課、企画課、 情報管理課、環境 課、文化スポーツ 推進課、子育て支 援課、健康増進課
コ②	3款1項10目、2項9～11目、 4項2目 4款1項8目	178-179 190-193 196-197 206-207		福祉部、環境課
コ③	6款1項6目 7款1項6目 8款5項5目	222-223 234-235 252-253		農林水産課、商工 労働課、都市計画 課
コ④	10款2項4目、3項4目、4項 2目、5項9目、6項4目	266-275 286-287 290-291		教育委員会
コ⑤	歳入（新型コロナウイルス対策費関連） 14款1項3目 15款2項1～3目、6目 16款2項2～4目、3項3目 18款1項1、4目 19款1項3目 21款4項2目	64-65 74-79 85-91 92-93 94-95 103-105		総務課、企画課、 高齢福祉課、子育 て支援課、健康増 進課、環境課、学 校教育課、給食セ ンター

- ※1 審査は審査番号ごとに職員を入れ替えながら行います。
- ※2 審査の進行状況により、審査の前倒し、先送りを行うこともあります。
- ※3 決算認定については、審査対象事業がないので、総括説明除き、執行部からの説明は必要ありません。決算書の質疑から行います。

# 新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金のご案内

## 1 支給対象世帯

### 緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯

- ・総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯/ 8月までに借り終わる世帯
- ・総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯
- ・総合支援資金の再貸付の相談をしたものの、申し込みに至らなかった世帯

### 上記の世帯に該当した上で、以下のすべてを満たしている場合

※収入と資産の要件は、住居確保給付金とほぼ同じです

#### ■ 収入が、①+②の合計額を超えないこと

- ①市町村民税の均等割が非課税となる収入額の1/12
- ②生活保護の住宅扶助基準額

#### ■ 資産が、上記①の6倍以下（ただし100万円以下）

#### ■ 今後の生活の自立に向けて、下記のいずれかの活動を行うこと

- ・公共職業安定所に求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと
- ・就労による自立が困難であり、この給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと

## 2 支給額・支給期間

### 月額を支給額

※住居確保給付金との併給が可能です

単身世帯	6万円
2人世帯	8万円
3人以上世帯	10万円

支給期間：3か月間

▶お問い合わせ先など、裏面に掲載しています。必ずご確認ください。

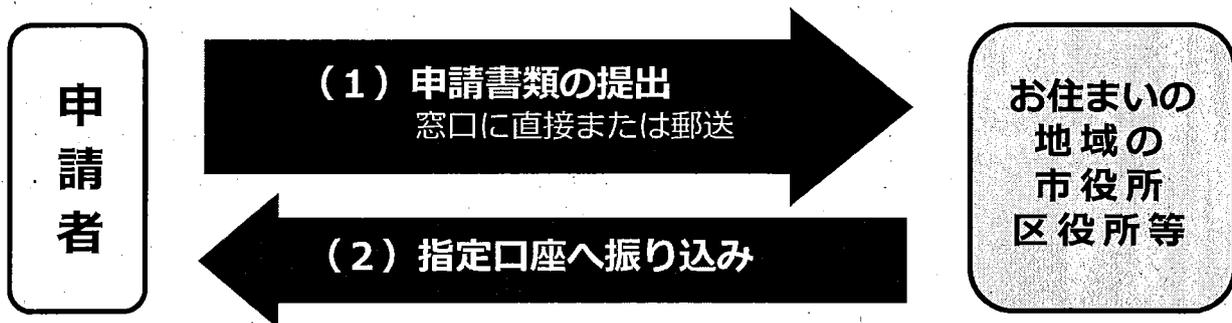
### 3 支給のための手続き（予定）

**申請は7月以降になります。**

▶お住まいの地域の市役所・区役所（町村にお住まいの方は、お近くの福祉事務所がある役所）への申請が必要です。申請方法は、申請窓口へ直接または郵送でご提出いただく予定です。

▶申請書に必要な書類は、後刻、下記の特設ホームページでご案内する予定です。

※支給期間中は、毎月、求職活動の内容がわかる書類をご提出いただきます。  
また、求職活動の状況によっては、生活保護をご案内することがあります。



お問い合わせ

厚生労働省コールセンター 0120-46-8030

[受付時間] 平日9:00~17:00

特設ホームページ

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

後刻、以下の情報を更新予定です。

→申請手続きの動画解説

→申請に必要な書類の詳しい情報

URL : <https://corona-support.mhlw.go.jp/index.html>



**「新型コロナウイルス生活困窮者自立支援金」を装った  
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください！**

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。

■新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金活用事業一覧

(※決算額及び臨時交付金の単位：千円)

No	事業名	議決	決算額	事業概要	実績	担当課	予算費目	決算書	臨時交付金
1	新生児応援金給付事業	6月	27,476	令和2年4月28日から令和3年4月1日の間に出産のあった家庭に対し、新生児一人につき10万円を給付	給付件数：274件	企画課			27,000
2	感染拡大防止事業	9月 予備費	13,314	各公共施設等へ配布するアルコール消毒液及びマスク、感染防止対策シールド等の購入	対象施設： 市内公共施設	総務課	2-1-31	P148 P149	12,000
3	WEB会議環境整備事業	9月	2,685	PC等の機器調達及び市内LANの敷設等により、WEB会議の環境を整備	WEB会議実施件数：270件(R2)	情報管理課			2,000
4	避難所環境整備事業	9月 予備費	3,011	避難所における感染症対策として、備蓄品を整備(パーティション、消毒液等)	対象施設：一次 避難所(13箇所)	社会福祉課	3-4-2	P196 P197	2,000
5	急患診療所診察料(発熱外来分)	5月 (臨時会)	1,960	急患診療所における発熱外来の設置	受診者数：12人	健康増進課	4-1-8	P206 P207	1,000
6	新型コロナウイルス感染防止対策事業	10月 (臨時会)	21,863	新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言店に対して、感染防止対策費を助成	申請件数：406件	環境課			10,000
7	事業継続給付金事業	5月 (臨時会)	236,444	感染症の影響により、前年同月比で収入が20%以上減少した事業者に20万円を給付	給付件数： 1,175件	商工労働課	7-1-6	P234 P235	235,000
8	スマイルチケット発行事業	6月	339,777	市民生活の支援及び消費喚起を目的とし、市民一人につき5千円分の商品券を発行	換金率：97.0%				339,000
9	小中学校におけるひとり1台端末の整備(GIGAスクール関連)	6月	225,539	児童・生徒及び教員用のタブレット端末を、ひとり1台体制で整備	令和3年2月 配備完了		10-2-2 10-3-2		135,000
10	GIGAスクールサポーター配置事業	9月	2,448	各学校へのタブレット等の配布に併せ、ICT関連事業者へ機器の操作支援等を委託	配置人数：1人 (R2.12月～)	学校教育課		P262 P273	1,000
11	学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業	9月	23,340	消毒液や非接触型体温計等の購入、及び学習保障に取り組むための備品等の購入	対象施設： 各小中学校		10-2-4 10-3-4		6,000
12	修学旅行キャンセル料等補助事業	10月 (臨時会)	1,628	市内小・中学校の修学旅行の中止または延期により発生したキャンセル料を補助	小学校：1校 中学校：6校				1,000
合 計			899,485	—	—	—	—	—	771,000

# 新型コロナウイルス感染症対策に伴う指定管理者への補償について

## 1 概要

新型コロナウイルス感染症対策により、市は令和2年3月から5月にかけて公共施設の利用を原則中止し、これに伴う損失については同年6月に補正予算を計上し、協定書及びリスク分担表に基づき指定管理者へ補償した。しかし、その後も感染拡大が収束しない中、利用再開後の需要の落ち込みや、さらなる施設の利用中止が発生する事態となった。そのため令和2年度において、前回の補償後（令和2年6月から令和3年3月までの期間）も新型コロナウイルス感染症の影響により利用料金収入に損失が発生した施設について、追加で補償するものとする。

## 2 補償の対象期間

令和2年6月に、同年3月から5月の補償を行った。今回は令和2年度の残りの期間（令和2年6月から令和3年3月まで）について、決算に基づく損失分を補償する。

令和元年度	令和2年度											
3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

令和2年度に補償済み  
(令和2年度6月補正予算対応)

今回補償分

## 3 補償金額算出の考え方

「 休館等による収入減少分 > 休館等による支出減少分 」の場合  
収入減少分 - 支出減少分 = 補償金額

## 4 補償金額

【令和2年度決算後】

施設	所管課	指定管理者		見込額				実績額				減少額計 (見込額-実績額)		減少額差引 (収入-支出)	今回補償額
				(年間)	(4月)	(5月)	(6月-3月)	(年間)	(4月)	(5月)	(6月-3月)	D-H	ウ(ア-イ)		
				A	B	C	D(A-B-C)	E	F	G	H(E-F-G)		(ウ*1.1)		
きらら ガラス未来館	文化スポーツ 推進課	小野田ガラス(株)	収入	8,103,794	561,161	653,903	6,888,730	4,577,934	0	0	4,577,934	ア	2,310,796	119,437	131,381
			支出	38,024,658	3,776,814	2,925,029	31,322,815	35,316,576	3,148,120	3,037,000	29,131,456	イ	2,191,359		
きらら交流館	社会教育課	富士商(株)	収入	94,953,792	7,712,786	7,362,066	79,878,940	46,486,075	475,832	1,246,486	44,763,757	ア	35,115,183	8,441,650	9,285,815
			支出	125,058,280	10,888,190	9,760,490	104,409,600	89,895,514	5,974,804	6,184,643	77,736,067	イ	26,673,533		

### ■算出方法

【収入】収入減少額(ア) = (年間収入見込額(A) - R2年4・5月の収入見込額(B+C)) - (年間収入実績額(E) - R2年4・5月の収入額(F+G))

【支出】支出減少額(イ) = (年間支出見込額(A) - R2年4・5月の支出見込額(B+C)) - (年間支出実績額(E) - R2年4・5月の支出額(F+G))

(ア-イ) \* 1.1 = 今回補償額